

第120回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年3月28日（水）10:00～11:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、河井 啓希、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その1）
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その1）

事務局（統計審査官室）から資料1-1、1-2に基づき、説明が行われた。本件は「経済構造統計」を中心として、様々な基幹統計や基幹統計調査について大きな変更を伴うものであることから、審議は産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会に付託されることとなった。

また、西村委員長から、合同部会の構成員について、資料1-3に基づき、中村委員を両部会の構成員とする指名がなされた。

(2) 部会の審議状況について

《国民経済計算体系的整備部会》

宮川国民経済計算体系的整備部会長、総務省統計委員会担当室、内閣府経済社会総合研究所から資料2に基づき、部会の審議状況について報告された。部会から要望した「国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)の推計精度の確保・向上」に関する内閣府からの新たな情報提供について、委員から重ねて要望があり、内閣府が検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・内閣府提供のデータを分析したところ、年次確報値を当てる観点からは、需要側、供給側推計値の統合比率の推計に改善の余地があることがわかった。ユーザーの責任で統合比率を求め、より年次確報値に近いであろう個人消費、設備投資の推計値を計算できるようにデータを提供してほしい。

今回の分析によると、消費税導入のように個人消費が大きく振れる局面では、年次確報値では用いない需要側推計値が大きく振れる傾向があるため、駆け込み・反動が大きくなりやすいことが判明した。2019年に予定される消費税率の引き上げ時にも同じような動きが起こる可能性が高く、景気判断を行う上では極めて重要な問題である。こうした計算をユーザーができるようにするためには、取りまとめで要望されたデータが必要不可欠だ。この点に付随して、3点付け加えたい。

1点目。ユーザーは、マーケットのエコノミスト、政府の方々など景気判断を行う多くの部署が考えられる。加えて、今回の分析はデータに基づいて今の景気判断をより正確にするということで、EBPM (Evidence-Based Policy Making) の考えにも整合的だ。

2点目。要望しているデータの一部は既に存在している。分析前にはデータの有用性は不明だったが、実際に分析してみると極めて重要な情報が含まれていることがわかった。こうした状況変化を踏まえ、データの早期提供を前向きに検討し、実現してほしい。

3点目。今後、内閣府ではQE推計の仕方を抜本的に変更していく予定だが、需要側、供給側、共通推計品目の推計手法を大きく変えていく時に、そうした変更がどの程度QE推計の精度向上に資するのか、今回のような分析手法によって検証できるよう、データ提供に配慮をお願いしたい。

- ・景気判断を行うユーザーへの情報提供という需要があることは確かであるし、今回提供されたデータの有用性は十分認識したので、私からもデータ提供をお願いしたい。景気判断をしている人だけではなく、統計学者や経済学者がこうしたデータを用いることで、統合比率のパラメータの安定性など、もう少し長期的な観点から考える余地が出てくるし、また広く公開することで色々な方の意見を聞く機会にもなると思う。

- ・部会として要望した新たな情報提供では、GDP公表計数のバックデータである需要側推計値、供給側推計値、共通推計品目のデータ、さらには、今回検証に使用した作業用データも含めて提供いただきたいと考えている。それはユーザーの利便性向上・景気分析の改善に加えて、統計委員会としての意思決定プロセスの透明性向上にも資するものだ。内閣府は、今回要望された全てのデータをできるだけ早い時期に提供できるように前向きに検討する方針にある、と理解してよいか。→検討する。

(3) その他

- ① 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の閣議決定（平成30年3月6日）について事務局（統計審査官室）から報告された。
- ② 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針（案）」及び「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン（案）」について事務局から資料3、資料4に基づき説明が行われ、了承された。
- ③ 「基幹統計調査の承認の状況について」事務局（統計審査官室）から報告された。

次回の統計委員会は、4月20日（金）午後を開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>